

令和6年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年12月20日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 村田 弘行	2 番 小菅 康子
	3 番 田中 陽介	4 番 山本 剛
	5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
	7 番 東郷 克己	8 番 山崎 敦志
	9 番 石川 恵美	10 番 服部 嘉雄
	11 番 奥山文市郎	12 番 橋 俊明
	13 番 岩井智恵子	14 番 鈴木 市朗
	15 番 山崎 有子	16 番 稲垣 誠亮
	17 番 荒川 泰宏	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	櫻本 直樹	教 育 長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	布施 篤志
総 務 部 長	川尻 康治	市 民 部 長	中塚 誠治
健康福祉部長	井出 徹哉	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教 育 部 長	田中 明美
政策調整部次長	小池 秀明	総 務 部 次 長	井狩 勝
総 務 課 長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	北脇 康久	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	赤坂 悦男	書 記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 90 号から議第 102 号まで及び請願第 2 号

(令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 13 件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 104 号から議第 112 号まで

(令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号) 他 8 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 意見書第 4 号から意見書第 6 号まで

(北方領土問題の早期解決等を求める意見書 (案) 他 2 件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 00 分

議事の経過

(再開)

○議長 (山本 剛) (午後 1 時 00 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 17 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、12 月 9 日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長 (山本 剛) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 3 番、田中陽介議員、第 5 番、木下伸一議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長 (山本 剛) 日程第 2、各委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第 90 号から議第 102 号まで及び請願第 2 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号)」他 13 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第１０番、服部嘉雄議員。

○１０番（服部嘉雄議員） 第１０番、服部嘉雄でございます。

去る１２月５日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、１２月１０日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

まず、議第９７号「野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「住登外者は住民基本台帳に記録されていない者ということだが、分かりやすく説明を。また、今回システム等に変更があるのか。」との質疑に対し、「例えば守山市の市民が野洲市に土地や家屋を持っている場合などは住登外者として登録し、その方のマイナンバーを内部で連結させて外部にも連動できるよう現在でも運用しているので、大きくシステムが変わることはないが、今回、国がその機能を標準化仕様の中で明確に規定したため、それに合わせて条例改正するものである。」との答弁がありました。

議第９７号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第９７号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９９号「野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「さざなみホールについて、市長の思いは、ホール機能をなくし、その他の使用できる部分を使うという考えであるが、使用料等についてどのように整理していくのか。」との質疑に対し、「市長の方針どおり用途を変更する場合、これから検討を進めることになる。計画が整った時点で、改めて使用料等を検討していく。」との答弁がありました。

委員からの「条例の附則で４月１日施行となっているが、４月１日以降に会議室等を使う場合、新たに条例を定めて審議するというスケジュールでよいか。」との質疑に対し、「利用形態の検討と併せて使用料も検討していくが、スケジュールは未定である。」との答弁がありました。

委員からの「ホール機能は１２月２７日の閉館か。」との質疑に対し、「ホールについては、１２月２７日で閉館するが、条例施行の４月１日までは残務整理で職員は勤務する。」

との答弁がありました。

議第 99 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 99 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第 5 番、木下伸一議員。

○ 5 番（木下伸一議員） 第 5 番、木下伸一でございます。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12 月 11 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、請願第 2 号「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書」について、請願者から詳細な説明を受け、その後、請願者に対し、委員から質疑を行いました。

委員からの「この請願は、何を要望されているのか。」との質疑に対し、請願者からは「年金を管轄する窓口がない。野洲市でも年金について相談窓口をつくり、相談された方が納得できるようにしてほしいこと。また、野洲市から国に対し、この請願を意見書として上げていただきたい。」との答弁がありました。

これに関連し、委員からの「請願事項自体が野洲市ではできないことを請願されているが、どのように理解されているのか。」との質疑に対し、請願者からは「国でできるように野洲市として意見書を出してほしい。」との答弁がありました。

また、委員からの「年金改定がされるたびに生活保護者が増え、自治体の財政を圧迫しているという文言が請願趣旨に記載をされているが、その根拠は。」との質疑に対し、請願者からは「女性のひとり暮らしの方が増えたら、生活保護を申請されるのではないかと懸念している。財政が圧迫する理由は、本日資料を準備していないので回答できない。」との答弁がありました。

また、委員からの「野洲市が独自に年金に上乘せして支給してほしいという請願ではな

いという認識でいいのか。」との質疑に対し、請願者からは「そのような請願ではない。」との答弁がありました。

続いて、請願第２号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では「野洲市に権限のないことを要望する請願書である。紹介議員が事前にチェックすべきだった。」「請願を採択するということは、市民の意見ではなく、議会の意見となり、責任がある。財政の根拠も踏まえて判断することが重要と考えているので、この請願事項では、賛成するのは適当ではないと考えている。」「みんなが幸せに暮らす仕組みの議論を根本的にやっていき、議会として国に求めていくことはできる。それがこの請願の思いにも応えることになると思うが、野洲市としてこの請願事項を満たすのが現実的に厳しいので、請願書を認めるべきではない。」「年金改定がされるたびに生活保護者が増え、自治体の財政を圧迫しているというような指摘をしているが、財政課に確認すると、これは正確ではなく、年金額が減った場合に生活保護者が増えるということは、必ずしも直結しないという指摘があった。」「野洲市は、生活困窮者を救済する相談窓口は設けている。野洲市に相談するところがないという表現は、撤回してもらいたい。」「高齢者が年金の窓口として、草津まで行くのは大変である。しかし、最小限の計画の中で現状があるので、みんなは納得していると思う。」との意見がありました。

採決の結果、本委員会においては請願第２号は賛成ゼロにより、不採択とすべきものと決しました。

次に、議第９８号「野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第９８号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第１５番、山崎有子議員。

○１５番（山崎有子議員） 第１５番、山崎有子です。

去る１２月５日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、１２月１２日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第１００号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「この集楽センターは、農林水産省の補助で整備されたと思うが、同様に補助を受けて整備された施設が他にあるか。」との質疑に対し、「三上集楽センターと同様に整備された施設はない。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「なぜ三上だけに集楽センターを整備したのか。」との質疑に対し、「平成５年３月に農村総合整備モデル事業として、国の補助金を活用して三上地域の農業の維持・発展を図るため、また集会所機能を有した農村集落多目的共同利用施設として整備した建物である。よって、三上自治会で維持管理していただき、活用していただいている。」との答弁がありました。

また、委員からの「三上集楽センターは築３１年であるが、耐震性はどうか。また、法定耐用年数は２０２７年までであり、指定管理の５年間に耐用年数が来るが、譲渡も前提に協議するのか。」との質疑に対し、「三上集楽センターは平成５年に建設され、２０１０年から２０１１年に大規模改修を行っている。また、耐用年数は令和１３年度までとなっている。当施設は、国の農村総合整備モデル事業の補助金を活用して整備した建物であることから、自治会に譲渡するにはクリアしなければならない問題があると考えている。まず、国が示す処分制限期間に到達していないこと、不動産登記法に基づく保存登記がされていることから、譲渡する場合は自治会に地縁団体になっていただく必要があること。そして御上神社の敷地に建てていることから政教分離問題もあること。それらの問題を整理した上で自治会に譲渡したいと考えている。」との答弁がありました。

なお、議第１００号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第１００号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０１号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「滋賀びわ湖漁業協同組合には、県下全体の漁協のうち、どれだけの漁協が参加しているのか。また中主漁業協同組合の組合員数は。」との質疑に対し、「県内約３０

漁業協同組合のうち、１６漁業協同組合が合併された。また、旧中主漁業協同組合の組合員数は２０名である。」との答弁がありました。

また、委員からの「滋賀びわ湖漁業協同組合に合併したのは何年か。」との質疑に対し、「令和６年１０月１日発足である。」との答弁がありました。

また、委員からの「県内どこの漁協も組合員の高齢化や漁獲量の減少等で経営が厳しいと思う。本市では、琵琶湖の環境や観光も含めて、漁業者とともに漁業の振興策を何か考えているのか。具体的にどのような支援策があるのか。」との質疑に対し、「担い手不足や高齢化などで漁業組織の運営が厳しくなっている。財政基盤の確立や組合員が頼れる漁業を目指す事業改革、後継者の確保・育成が実現できるように、組合員の方々からの意見をお聞きしながら、現在支援している中で行き届いていないところがあれば、今後とも支援をしていく。」との答弁がありました。

なお、議第１０１号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第１０１号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０２号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「野洲川河川公園は竣工以来３０年以上経過していると思うが、今後改修等の予定はあるか。」との質疑に対し、「野洲川河川公園は、昭和６１年に完成した。施設の修繕については、昨年度策定した野洲市都市公園長寿命化計画に基づき、現在管理棟改修の設計業務を行っているところである。」との答弁がありました。

なお、議第１０２号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第１０２号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第１７番、荒川泰宏議員。

○ 17 番（荒川泰宏議員） 第 17 番、荒川泰宏です。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12 月 10 日、11 日、12 日に各分科会を、また 18 日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第 90 号から議第 96 号までの 7 議案を議題として、各分科会に分担しました令和 6 年度補正予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第 90 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）」について、総務分科会長報告では、総務費で委員の「コミュニティ助成事業助成金減額についての詳細は。」との質疑に対し、「一般社団法人自治総合センターが行う 10 割補助の支援事業に 12 自治会が申請されたが、2 自治会が採択となり、残りの 10 自治会が不採択となった。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「会計年度任用職員雇用費において、育児休業取得者の増加による代替職員報酬の増額とのことだが、育休実績人数と職種内訳は。」との質疑に対し、「当初予算では 2 名分を計上し、その後一般事務職 4 名の育休が生じたことによる増額と、既決予算で 2 名の保健師を雇用予定であったが、1 名が採用できなかったことにより、半年分を減額した差引きの補正である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「庁舎等維持管理費における登記委託料の増額の内容は。」との質疑に対し、「市内の複数の宅地開発等による寄附に伴う登記であり、既決予算 100 万円を超える部分の補正である。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員の「障がい者自立支援事業費における介護給付費及び福祉医療費助成事業費における福祉医療費助成費が当初より増加した原因は。」との質疑に対し、「障がい者自立支援事業費では、居宅介護や生活介護などの利用サービスの増加、福祉医療費助成事業費では、高校生世代と市単独の小中学生で増加、またコロナ禍前のように受療動向が平時に戻ってきている状況や、診療報酬の見直し等が要因ではないかと考えている。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で委員の「小学校施設整備費の修繕料と中学校施設整備費の修繕料にはトイレ改修等が含まれているか。」との質疑に対し、「いずれもトイレ改修費は含まれていない。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「図書館管理運営費の修繕料について、特定建築物定期報告及び消防設備

点検で指摘され、修繕されているが、具体的な内容は。」との質疑に対し、「排煙装置の排煙窓をコントロールするハンドルの破損と、非常用照明が経年劣化で正常に作動しない箇所の修繕である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「市内遺跡等調査事業費の増額について、当初から何件増加するのか。」との質疑に対し、「前年度の試掘調査件数を比較すると、令和５年度では全体で３３件、１２月現在では２２件であり、本年度は１２月現在で４０件である。今後の見込み分を当初予算の組替えで対応する。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、土木費で委員の「道路維持工事費の工事請負費の増額について、対象路線名は。」との質疑に対し、「市道下堤喜合線、市道五条吉川湖岸線、市道甲賀葉山線の３路線である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「市内には傷んでいる市道が多くあるが、修繕計画等はどうなっているか。」との質疑に対し、「令和３年３月に舗装修繕計画を立て、主要な市道については計画的に舗装修繕を実施している。一方、集落内の細い市道については、常温合材によりその都度職員が修繕している。実情は常温合材そのものが不足しており、今回の補正予算でも購入費を少し計上しているが、非常に厳しい状況の中で道路の維持補修を行っている。」との答弁の報告がありました。

次に、議第９１号「令和６年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」、議第９２号「令和６年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、議第９３号「令和６年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び議第９４号「令和６年度野洲市水道事業会計補正予算（第２号）」については、特に質疑はなしとの報告がありました。

次に、議第９５号「令和６年度野洲市下水道事業会計補正予算（第１号）」について審査いたしました。

委員の「収益的支出の減価償却費について、帰属財産等の関係とのことだが、その詳細は。」との質疑に対し、「減価償却は、過去の投資に伴う部分を順次償却していくのが基本となるが、特に民間開発の帰属については予算の積算時点で時期が不明な部分がある。想定よりも早く帰属を受けたことに伴い、今回人件費を補正するタイミングに合わせて補正を行った。」との答弁の報告がありました。

次に、議第９６号「令和６年度病院事業会計補正予算（第１号）」について審査いたしました。

委員の「収益的支出の給与費について、医療技術員給が減額、医療技術員手当が増額となっている理由は。」との質疑に対し、「医療技術員給の減額は、年度途中に公認心理師1名の退職に伴うもので、医療技術員手当の増額は、病院剰余金の活用計画で病院職員の処遇改善を行うための手当である。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「処遇改善の手当は、医療技術員に限定されるか。」との質疑に対し、「医療技術員に限らず、会計年度任用職員も含めて一定の要件を満たす職員について支給を検討している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「資本的支出の電力の2回線受電については、病院機能の維持と危機管理上大事なことであるが、今までできていなかったのか。」との質疑に対し、「電力の2回線受電事業は、新病院の工事に係る負担金である。」との答弁の報告がありました。

なお、予算常任委員会に付託を受けました関係予算についての委員間討議はありませんでした。

次に、採決について、議第90号から議第96号までの7議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第90号から議第102号まで及び請願第2号について、討論を行います。

請願第2号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、小菅康子です。

私は、請願第2号「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書」について、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、全日本年金者組合守山野洲支部の皆さんから提出されたもので、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を行うことを求めたものです。

まず1点目に、去る12月11日に行われました文教福祉常任委員会におきまして審議いただきましたが、全員反対で不採択にすべきものとなりました。その理由の1つに、「請

願事項に、どこに求めているか書かれていなくて分からない。」「市に求める内容ではない」というご意見がありました。これについては、請願趣旨の主題は国のマクロ経済スライドで野洲市でもこれまで1億2,341万円の年金が減額され、年金生活者の暮らしに影響が出ていること、ひいては野洲市経済にも影響が出ていることを明らかにしています。つまり、国の年金制度の問題と課題を論じている内容でありまして、請願が求めています「関係各位に意見書を送付されるよう請願します」というのは、国に求めていることは明らかでありまして、「どこに求めているのか分からない」というのは全く当たりません。まして、「野洲市に求めるようなものではない」という主張がありましたが、請願のどこを読めばそのような主張が出てくるのか分かりません。

もう一点、今回の請願について、昨年9月の湖南省定例市議会でも同様の請願が提出されています。野洲市議会のように、「どこに求めているか書かれていなくて分からない」のような議論はされていません。請願は採択され、市議会として国に意見書を提出されます。

もう一つ、請願提出に当たり、請願内容が不備であるかのような主張もありましたが、請願者が市議会に提出するに当たり、請願趣旨、項目の内容、正規の受理手続が整っていたから議長に受理していただいたものであり、何ら問題ないことを明確にしておきたいと思います。

2点目に、これが本題ですが、文教福祉常任委員会で請願者の説明にもありましたように、年金生活者の皆さんの暮らしは、この物価高騰の中で本当に大変です。食費を切り詰めている、今年の夏の猛暑の中でもできるだけ電気代を節約するためクーラーをつけずに耐えたなど、命に関わる状況もありました。今後、原油の高騰で灯油代やガソリン代の値上げも予想されており、さらに生活を圧迫することになりかねません。70歳代、80歳代の高齢者の方が生きがいのため、また健康のために働かれています方もおられますが、生活のため働かざるを得ないという実態もあります。また、請願者が説明されていたように、ひとり暮らしの女性高齢者はそもそも年金額が低いため、さらに厳しい生活を余儀なくされている実態があります。月10万円以下の低年金は女性の85%に及びます。

以上、請願が求めていることは、せめて物価上昇に見合う年金にしてくださいという当たり前の切実な願いを国に届けてくださいというものです。こういう声なき声、切実な当たり前の声を国に届けることが私たち議会議員の仕事の一つではないでしょうか。いま一度、請願の思いをご理解いただきまして、議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第7番、東郷克己議員。

○7番（東郷克己議員） 第7番、新誠会、東郷克己でございます。

請願第2号「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書」について、反対の立場から討論いたします。

先ほど小菅議員が賛成の立場で討論されました。その中で、請願に書かれていることがどこに対して求められているか分からない等の言及がございましたが、その部分について非常に見当違いをされていると思いますので、まず指摘をさせていただきたいと思います。委員会の審査で問題にしましたのは、本請願の請願事項の書き方が間違っている、この部分については紹介議員がしっかりチェックすべきであったと指摘をいたしました。そのことは先ほどの木下委員長からの報告でも言及されておりました。請願文書表において議会に求められていることは、請願の趣旨に書かれていることではなく、請願事項に書かれていることです。その請願事項に意見書を出してくださいと書かれておらず、この物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求めると書かれているので、これを年金額の改善等の権限も役割も持っていない野洲市に対して、そしてその野洲市の議決機関である野洲市議会に対してそのような請願を出されることが趣旨が違うと申し上げているのでございます。請願の趣旨のところにその旨書かれておりますが、それは趣旨説明で書かれていることであり、あくまでも請願事項が議会に求められていることでありますから、これを素直にといいいますか、率直に受け取れば、野洲市に権限のない事項を求められているというそういう指摘でありますので、そこは謙虚に受け入れていただきたいと思います。ご自身の責任において、そこは一般市民である請願者の方に説明して、提出の前に訂正すればよかっただけの話であります。

本題に入ります。

まず、本請願の基本的な願いの部分やその背景にある実情については真摯に受け止め、かつ他の市民の間にも同様の思い、願いがあることは私自身の活動の中でも確認をいたしました。重要な問題提起として受け止め、この点、敬意を申し上げます。

その上でなお、本請願については賛成し得ない部分がございます。野洲市における意思決定機関、議決機関として重い判断を求められる議会と、これを構成する議員として、国及び国会に申入れすべきと認識を共有する部分と、これと反対に認識の異なる部分について論旨を明確にするため、討論をいたします。

第 1 の部分は、先ほど申し上げた請願事項の件を書いておりますので、飛ばして第 2 に、納付期間 25 年と 25 年未満の方の支給額を挙げ、この金額で生活することは不可能との指摘、記述がございました。年金納付の満期は 40 年であります。少なくない国民が 40 年間年金を納付され、さらに将来の年金生活に備え、追加の年金支給を得るための年金基金などに加入するなど、自助努力をされていらっしゃると思います。

昨年、令和 5 年の国民生活基礎調査によれば、年金だけで暮らす高齢者の方は約 4 割、生活資金の 8 割以上を年金とされている方を含めると 6 割に上り、多数の国民が将来に備え自助努力をされていることを裏づけるデータであります。

また、納付期間 25 年未満の方がどれぐらいいらっしゃるか調査したところ、令和 4 年度厚生労働省年金調査局調査によると、全体の 4.31% に上ることが分かりました。

また、このような公的年金の収入額やその他の所得が一定基準以下の方の生活支援を目的として、消費税率引き上げ分を活用した年金生活者支援給付制度も導入、実施されております。その金額は決して十分とは言えないものの、本来世代間扶養を制度の根幹とする年金制度の中で、税を財源とした支援もなされているという事実は踏まえておくべきと考えます。

こうした中で、納付期間が短く、また年金基金など追加の手だてに取り組めなかった方に合わせて受給年金額そのものを調整することは、公平性の観点や制度の持続性の観点から適切でないと考えます。

また一方で、憲法 25 条には健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が明記されており、これを維持する具体的制度が生活保護でございます。年金と生活保護は共に国民の生活を支える重要な制度であります。趣旨、目的を異にしており、場合によっては、その両方で国民を支えていることは合理的であると考えます。

第 3 に、年金改定がされるたびに生活保護世帯が増え、自治体財政を圧迫しているとの指摘は、少なくとも野洲市において当てはまらないことを市財政課から確認をいたしました。具体的には、年金額が減った場合、生活保護世帯が増えるということは直結しない。また、生活保護費は国費が 4 分の 3、市費 4 分の 1 であり、さらに市の不足分は交付税措置により補てんされます。これを理由に生活保護世帯の増加は市財政を圧迫しないとの指摘を目にしましたが、交付税は翌年度にしか反映されないため、単年度で見ると市の持ち出し分が発生することから、財政を圧迫するとの文言については、どちらとも言えないとの回答でございました。

第４に、本請願は高齢者の生活にのみ着眼しており、少子化が加速し、社会の支え手が著しく減少していく今後の日本における制度維持を考慮していない点であります。

この点については、いわゆる市民感情として、これでは生活が成り立たないという切実な訴えは理解し、かつ受け止めるべきと考えております。

一方で、地方自治体の予算や決算について審査し、その可否について判断を下す極めて重い責任を負う議会としては、当然少子化の問題点や高齢化問題が極大化する段階、いわゆる団塊ジュニア世代が全て後期高齢者となる２０５０問題も当然見据えねばならず、国への意見具申の際は、こうした今後の国家的重要課題も盛り込んだものにする必要があると考えております。

以上、本請願の趣旨を受け止めた点と賛同しかねる点について申し述べましたが、受け止めた部分と、先ほど申し上げました総合的に国が検討すべき点については、有志議員で意見書を取りまとめたことを付言して、本請願に対する反対討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第３番、田中陽介議員。

○３番（田中陽介議員） 第３番、田中陽介です。

請願第２号「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書」に対して、反対の討論をさせていただきます。

先ほど東郷議員からもありましたが、今回の請願の事項、いわゆる求めるものは、「若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を行うこと」であります。老齢基礎年金等の支給額の改善は国の管轄であり、市が意思決定できるものではないことから、残念ながらこの事項に対する請願には議会としても応えられないと考えます。

請願には紹介議員が必要でありまして、提出、署名の際には、ぜひ紹介議員にはこのあたりをご確認いただきたいと思います。これは手続の問題ではなくて、事項をどうすべきかというところの問題であります。ちなみに、県に出された同様の請願書では、請願事項は意見書を出すことというふうになっております。

しかしながら、趣旨にもあるように、この現状は極めて重要な問題で、国に対して求めていかなければならないことではあります。しかしながら、これも先ほど東郷議員にもありましたが、これからの人口推移等を考えたとき、それは単なる年金の引き上げではなく、現役の負担も含め世代間扶養はどうか。健康で文化的な生活とは何なのかを含め、年金制度を含んだ社会保障制度全体の抜本的な見直しにあると考えます。

文教福祉委員会の委員間においてこれを別途協議いたしまして、請願趣旨にあるように国への意見書を、「国民の健康で文化的な生活を維持するための総合的な社会保障制度改革を求める意見書」という形で、正副委員長から今議会へ提案していることから、この請願趣旨にお応えするとともに、この請願事項は否決とすることにご理解を求めることであります。

以上、請願への反対討論といたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第９０号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第６号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９０号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９１号「令和６年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９２号「令和６年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第94号「令和6年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第94号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号「令和6年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号「令和6年度野洲市病院事業会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９６号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９７号「野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９７号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９８号「野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９８号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９９号「野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第９９号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１００号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１００号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１００号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１０１号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１０１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１０２号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１０２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第２号「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書」について採決いたします。

請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第２号は原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第２号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

議第104号から議第112号まで及び意見書第4号から意見書第6号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第104号から議第112号まで及び意見書第4号から意見書第6号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長（山本 剛） 追加日程第1、議第104号から議第112号まで「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」他8件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（北脇康久） 朗読いたします。

議第104号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」他補正予算6件、議第111号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」他条例改正1件。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、本日追加いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。議案といたしまして、令和6年度の補正予算7件、条例の改正2件の合計9件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議第104号から議第110号までの令和6年度一般会計補正予算、特別会計、事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議第104号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに2億826万5,000円を増額するものです。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額2億55万2,000円を増額いたします。

これに対する主な歳入につきましては、国庫支出金としてマイナンバーカード交付事務

費補助金 93万9,000円を計上し、繰越金 2億606万円を追加計上します。

債務負担行為では、滋賀医科大学との共同研究講座の体制強化費用について 6,300万円を限度額として設定するものです。

次に、議第 105 号「令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算それぞれに 329万1,000円を増額します。

補正の内容は、歳出では人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額 329万1,000円を増額します。

歳入では、繰入金として一般会計繰入金 329万1,000円を増額します。

次に、議第 106 号「令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算それぞれに 35万3,000円を増額します。

補正の内容は、歳出では人事院勧告に伴う正規職員に係る人件費の所要額 35万3,000円を増額します。

歳入では、繰入金として一般会計繰入金 35万3,000円を増額します。

次に、議第 107 号「令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算それぞれに 611万5,000円を増額します。

主な補正の内容は、歳出において人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額 686万6,000円を増額します。

主な歳入では、人件費の増額により国庫支出金や一般会計繰入金など、合わせて 611万5,000円を増額します。

次に、議第 108 号「令和 6 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）」は、予算第 3 条の収益的支出を 97万3,000円、予算第 4 条の資本的支出を 39万1,000円増額するものです。

内容としましては、令和 6 年度人事院勧告に伴う影響額を補正するものです。

次に、議第 109 号「令和 6 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、予算第 3 条の収益的支出を 124万3,000円、予算第 4 条の資本的支出を 10万2,000円増額するものです。

内容としましては、令和 6 年度人事院勧告に伴う影響額を補正するものです。

次に、議第 110 号「令和 6 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）」は、予算第 3 条の収益的支出を 4,557万9,000円増額し、予算第 4 条の資本的支出を 23万8,000円増額します。

主な補正の内容は、収益的支出及び資本的支出において、人事院勧告に伴う職員給与の引き上げによる影響額を補正するものです。

議第１１１号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改正されたことを受け、当該勧告に準じ、本市職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改正するとともに、会計年度任用職員の給与についても、正規職員の給与の改定に鑑み、改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行します。ただし、期末手当及び勤勉手当の期別間調整に係る改正規定は令和７年４月１日から施行します。

議第１１２号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正をされたことを受け、本市議会議員、市長等の期末手当についても同様の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は施行の日から施行します。ただし、期末手当の期別間調整に係る改正規定は令和７年４月１日から施行します。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております議第１０４号から議第１１２号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１０４号から議第１１２号までについては、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第１０４号から議第１１２号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第１０４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第７号）」に対し、橋俊明議員からタブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第 12 番、橋俊明議員。

○ 12 番（橋 俊明議員） 第 12 番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第 104 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 7 号）」につきまして、地方自治法第 115 条の 3 及び野洲市議会会議規則第 17 条第 2 項の規定によりまして修正案を提出しようとするものでございます。

修正内容としましては、債務負担の補正を削除するものでございます。

なお、修正理由につきましては、本補正予算において、市民の健康づくり、介護予防を目的とする滋賀医科大学との共同研究講座設置に係り、令和 6 年度から令和 10 年度まで 6,300 万円を限度額とする債務負担行為の追加が設定されております。この債務負担行為には、当初、令和 5 年度から令和 10 年度まで 1 億 2,600 万円を限度額とする債務負担行為が設定されたもので、今回はその追加となるものであります。

本講座に設定されております課題は、整形手術後の患者の退院後の継続支援や若年期からの骨粗鬆症その他生活習慣病予防指導、整形外科専門医による健康教室等での啓発や個別指導群への直接アプローチなどであり、これらは全国的な課題となっているところであります。市民の健康づくりなどは重要な施策と認識しておりますが、行財政改革を進めている本市にとって追加事業として進めることは疑問があると、このように考えております。

また、令和 6 年度から毎年約 2,500 万円を滋賀医科大学に対して拠出することになりますが、その金額が具体的にどのように使われたかという報告を市から求めることはしないということであり、公金の支出として不適切な取扱いがなされようとしております。

これらのことから、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る本債務負担行為の追加について削除するものであります。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 次に、議第 104 号に対する修正案について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

（午後 2 時 09 分 休憩）

（午後 2 時 15 分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第 3 番、田中陽介議員。

○ 3 番（田中陽介議員） 第 3 番、田中陽介です。

それでは、議第 1 0 4 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 7 号）」に対する修正案に対して質疑いたします。修正案の修正理由についての質疑となります。

今回の債務負担行為増額の提案は、新しくできる新病院がリハビリと整形に特化した地域の中核病院としてのビジョンに基づき出されたものであります。この行財政改革として追加して進めることに疑問というふうに書かれておられますが、この修正の提案者はこの行財政的にどのように進めることがよいと考えられているのか、お尋ねします。これが 1 点目。

2 点目です。また、その後、令和 6 年度からの 2, 5 0 0 万円の支出が公金の支出として不適切な取扱いというふうに言及されておられますが、何がどのように不適切なのかお伺いします。

以上、2 点お伺いします。

○議長（山本 剛） 第 1 2 番、橋俊明議員。

○ 1 2 番（橋 俊明議員） それでは、田中議員の質疑に対しまして答弁をさせていただきます。

今回の債務負担行為の追加につきましては、目的は整形手術の患者退院後の継続支援、また若年期からの骨粗鬆症その他の生活習慣病予防指導、また整形外科専門医による健康教室等での啓発や個別指導群への直接アプローチがございます。これは先ほど申し上げましたとおり全国的な課題でございますので、そうしたことによりまして、先ほど市民の健康づくりなどには重要な施策と認識しているということは申し上げたところでございます。

ただ、野洲市としても行財政改革を今進めているところでございますので、やっぱり市民にとって非常に困窮している状況、例えば教育施設の老朽化とか、そういった舗装の修繕等、そういったものをまずは優先すべき事業として取り組むべきではないかということで、今回修正を出させていただいたというものでございます。

また、2, 5 0 0 万の支出が公金として不適切ではないかということでございますけども、今回その金銭が具体的にどのように使われたかということにつきましては、報告を市から求めることはしないという状況でございましたので、やはりこの支出の内容を克明に市民に説明すべきではないかということで不適切な取扱いがなされるということで表現させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） では、橋議員のお答えに再質問させていただきます。

1点目に関して、行財政改革が必要という中で、現在他にもやらねばならないことがたくさんあるから、そちらにお金を回すべきだというような趣旨かなと思いますけれども、今回のこの病院のことというのは次の病院建設、それからその後の運営全てに影響することというのは我々特別委員会等でも全員協議会等でも説明を受けたと思っております。そして市の最重要課題であり、この病院というものが市財政に与える影響は非常に大きいという説明もありますし、もともと我々もそれをずっと言っているわけでありまして。その中で、単年度のいくらとかそういうことではなくて、これは医師の派遣等も含めて総合的に何十年と運営していくそのビジョンに関することでありまして、それを他のことと比べてということにおっしゃっているんですけれども、例えばこういったことで、こういったビジョンがなく、特化することなくやっていくこと、例えば整形とリハビリに特化できないままで、ただ病院という箱ができるであったり、そういったことになるほうが、逆に私としては行財政に大きな影響、医師の確保もできない、医療的な特化もない、じゃ一体どうやって収支を確保していくんだというふうに思ってしまうわけですが、議員としては、そういったことよりももっと他のことのほうが大切で、今病院のこと、医療のことにお金を使うべきではないと、そういう認識でおられるということでしょうか。そのロングスパンで見ても、これは必要ないというふうにお考えということでもいいのか、確認をさせていただきます。

そしてもう一点、今の説明では研究者側のレポートを市は求めないと、わざわざ求めないというようなことから、不明確で、2,500万円の使い道が全く分からないかのようなお話をされましたけれども、これは2,500万円のうちの直接経費と間接経費があると思いますので、直接経費に関しては人件費であったりとか直接研究に関わることで、これ使途が明確になっておりますね。それを理解されているのかということ、そしてそれに伴って、これは以前の執行部の答弁でもあったと思うんですけれども、内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省等と一緒に参加してやっている「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」というものがありまして、これ、以前執行部も答弁にこれを出してきておるのでご存じかと思うんですけれども、その中に、大学等との研究には30%に当たる間接経費を出すというような指針が出されているわけですね。これもご存じだと思います。その中で、この間接経費の使途も例示されております。それは、管理に

係る経費、これは要は学校とか大学自体を運営されていなければ研究もできないわけですから、そのまるっぼの経費の中の一部とか、共通使用の物品の経費であったり共通使用の研究に使う機器や設備、そういう物のとか場所の経費、そうしたものが間接経費として認められております。これを例えば明確に、この研究室のこの研究はこの全体のいくら億円のいくら分使っているなんていうことは、これは出せないわけです、明確には。ですから、国もこういったものはざくっとこれぐらい経費として出すという指針をわざわざ全省庁と内閣府が出しているわけです。その上で、まだ公金として不適切と。いや、これと全然違うことをやっているのであれば、私それは納得できるんですけども、そして、この共通指針の中には、ちゃんとお金を出している側は見直しというか、中の確認も評価もしなさいよということも書かれております。それに従ってやるというふうに執行部が言っていましたので、わざわざレポートを求めるかどうかは別として、この指針に基づいてやれば、ちゃんとその辺の評価もされるということは理解できると思うんですが、この提案者の皆さんはこの共通指針を読まれて、内容を理解された上で、これを不適切と言っておられるのかということを、これ3つ目の第2問に関する2つ目の再質問という形でしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○12番（橋 俊明議員） それでは、田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

難しいこと色々おっしゃいましたけども、長いスパンで病院のそういった経営なり、そういったものをわきまえた上で質問されているのかというようなことだったと思うんですけども、当然病院経営でございますので長いスパン、ただ、我々が一番懸念する部分は、いわゆる収支の問題、これがやはり大きな課題となって、将来、次の世代にとって課題が残っていくのではないかなと、それを一番懸念しておりますので、やはり病院経営というのは、ご存じのとおりなかなかうまいこといきません。当然一般会計からも持ち出しということもございますけども、やはりそれが将来の大きないわゆる負債となるおそれもありますので、それは今から避けるべきではないかというのが、そういう思いがありましたのでそのように答弁をさせていただきました。

そして、共通指針という問題もございました。正直申し上げて、そういう詳細までまだ研究が足りない部分もあったかと思うんですけども、ただ、そういうところを差し置いても、やはりいろんな問題が残されておりますので、例えばもう少しある程度、これがすぐに答えは出ないと思いますけども、もう少しやはり議論をして、貴重なお金を支出しま

すので、そこら辺は十分にやはり慎重に取り組むべきではないかという形で、このような形で進めさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、橋議員に対して再々質問、3回目、最後の質問をさせていただきます。

今おっしゃった病院の収支が懸念で、この共同研究自体がこの5年間のお金が負債となるおそれがありますよというような話だったと思いますけれども、たしかこれは病院から繰入れをしてその予算を使っていくというような立てつけだったというふうに私は記憶しております。なので、市としては基本的には負担がない。当然病院の負担、今のキャッシュの負担になるのは事実ですけれども、橋議員は負債とおっしゃいました。これ負債なんですけれども、負債って資産なんですよ。だから、これが資産となるようにやって、要はどんな民間経営でも一緒ですけれども、借金をして経営をするわけですね。ですから、何かをやると思えば投資をしないといけないわけです。この共同研究というのはまさにこの投資の部分でありまして、これをやっていきたいというのが今回の執行部の提案なんですけれども、それに対して、これは負債となるおそれがあると、心配であるということなんですけど、であれば、どんな投資をしていけばよいと議員はお考えなんでしょうか。今、この案が出てきて、これはよくないと、これは心配だと。じゃあ、心配じゃない投資ってどんな投資なんだろうということをお伺いします。

そして2点目です。2点目に関しては、今全くちょっとお答えになってないのかなと思うんですけれども、今2点おっしゃいました。詳細はあまり把握してないということをおっしゃって、それはまた見ていただいたら分かると思うんですけれども、いろんな問題があるとおっしゃいました。このいろんな問題というのは何なのかということをお伺いしたいのと、その後、議論をしてこれから進めていかなければいけないということをおっしゃいました。これは、この件に関して、要は間接費の件に関して一体何を議論していったらいいとおっしゃっているのか、合計3点お伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○12番（橋 俊明議員） それでは、田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目、心配のない投資、おっしゃるとおり、投資というのは当然リスクが伴います。心配のない投資というのは投資ではございませんので、やはりそれなりに見返りを求める

のが投資でございますので、ただ、そのタイミングだと思うんです。投資、今、積極的に投資をする段階かどうか。これをやはり見極めなければならないと思うんですよ。その答えが出るのが５年後出てくるか、１０年後出てくるか、それはちょっと不明な場合、もっと長引く場合がたくさん出てくると思います。特に病院の経営でございますので、やはり投資をして、いわゆる経営で返していくというのがなかなか厳しくなるのではないかなという思いを、非常に懸念を強くしておりますので、だから今この投資をする段階ではないのではないかなというふうに私はそのように受け止めております。

２点目、田中議員、２点目は何でしたか。

○３番（田中陽介議員） 問題が何なのかと、議論は何を議論するのか。

○１２番（橋 俊明議員） 何が問題なのか、今申し上げたとおり、やはりこの完全なりカバリーができるのかどうか。その投資して、今たくさんの金を投資してそのリカバリーができるのかどうか。これは病院経営というのは非常に難しゅうございますので、やはりそこまで生み出せるのかどうかというのは私は非常に懸念しております。

○３番（田中陽介議員） 不適切な用途というのに関する質問です。使い方が不適切とおっしゃられたので。

○１２番（橋 俊明議員） 不適切な用途といいますのは、やはり全国的に見ても今病院を含めて建設費が非常に高騰しておりますので、十分な傾向として、いわゆる工事代、工事がなかなか入札が落ちないという事例が出ておりますので、非常にそういったことが非常に危ない時期、適切な時期ではないと私は受け止めていますので。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後２時３５分 休憩）

（午後２時３６分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○１２番（橋 俊明議員） ありがとうございます。いわゆる不適切な部分があるといいますのは、やはり金を出す以上は、当然会計監査なりそういったところできちっと報告ができるような形を取らなければならないと私は考えていますので、そういったことを考えますと、それが若干説明できるような内容であれば致し方ないかなという思いをしております。

他に何かございましたか。以上答弁としときます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議第１０４号から議第１１２号まで並びに議第１０４号に対する修正案について討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩します。再開を午後３時といたします。

(午後２時３８分 休憩)

(午後３時００分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報道関係者が来られましたので、録画、録音、写真撮影等を許可します。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第９番、石川恵美議員。

○９番（石川恵美議員） 第９番、創政会、石川恵美。

議第１０４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第７号）」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。議第１０４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第７号）」のうち、債務負担行為の増額について原案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

まずもって市長が交代され、心配しておりました新病院整備も体育館横の現場所において、令和８年度開院に向け継続して整備していただけることについて、改めて櫻本市長に感謝申し上げたいと思います。多くの市民から安心の声を聞いております。

さて、市政始まって以来の巨費を投じ、地域医療を守るための新病院をつくるわけですが、新病院経営の肝は何といても医師確保と質の高い医療の提供にあると思います。医師不足が叫ばれる昨今に当たっては、自治体病院も医師派遣に苦勞されており、派遣元である大学との関係強化に向け、積極的な取り組みをされている自治体は多いと聞いております。

幸いにも、本市の病院については、滋賀医大の教授でおられた前川先生を管理者として招聘し、新病院に向け、将来も持続発展していく地域医療のかじ取り役を担っていただいております。

今回、滋賀医大の整形外科との共同研究を県下でも初めて取り組んでいただいたことは、市民の健康の増進や医療経営向上に大いに資するものであり、前川管理者の手腕を評価するものでもあります。

さらには、このたびの補正でその共同研究の幅の拡大や、医師確保数をさらに増大することは今後の厳しい病院経営を考えますと、賢明かつ得策であると考えます。したがいま

して、今回の債務負担の増額については原案を賛成させていただきますので、議員の皆様方のご賛同をどうかよろしくお願いをいたします。

○議長（山本 剛） 次に、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、小菅康子です。

私は、議第104号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」について、債務負担行為6,300万円を削除する修正案について賛成の立場で討論を行います。

1点目に、これまでからも申してきましたが、滋賀医科大学との共同研究そのものを否定するわけではありません。しかし、市の予算を共同研究に負担するからには、公金であるだけに使途が明確になることは必要なことだと思います。しかし、間接経費についてはその必要がないことは問題だと思います。先ほど田中議員が、制度として国が指針を出している旨説明をお聞きしましたが、公金である以上、やはり使途について説明されるべきものという考えは変わりません。

2点目に、市長が今後市民負担軽減に向け、来年3月までに再検証を行うとしていますが、少なくともこの共同研究も含めて議論すべきだと思います。また、令和5年度の各会計における監査委員による意見書では、病院事業において概算事業費が132億円であり、さらに上昇する懸念を指摘され、さらに病院の経営面でも新病院への円滑な業務移行のために、事業収益の改善が急務であると指摘をされています。

以上、この点などを考えると、今回の債務負担行為を含めて、少なくとも再度、慎重な検討が必要と考えるものです。よって、債務負担行為6,300万円を削除する修正案に賛成いたします。

○議長（山本 剛） 次に、第7番、東郷克己議員。

○7番（東郷克己議員） 第7番、新誠会、東郷克己でございます。

議第104号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」に対する修正案に反対の立場で討論をいたします。

同修正案の理由説明のところで、整形手術後の患者の退院後の継続支援等を挙げ、これらは全国的な課題であり、行財政改革を進めている本市にとって疑問との指摘をされています。全国的な課題に対して、個人への補助金給付等は私も市として実施すべきでないという考えに立っておりますが、一方で、市内にも大きな課題、この共同研究開始時の説明の記憶をたどりますと、要介護状態になる要因の2番目に、たしか骨粗鬆症など整形外科系の要因があるとの指摘があったかと思います。そうした市内にも大きな課題がある内

容に対し取り組むことは、市民の健康維持という観点からも非常に有効であると同時に、市民の生命や財産、あるいは健康を守る役割を担う市としても、また野洲病院の経営面からも有益であると考えます。その予算を削るということは、取りも直さず野洲病院の経営面に大きな禍根を残しかねないと考えるところでございます。

また、金銭が具体的にどのように使われたという報告を市から求めることはしないことを挙げ、公金の支出として不適切と言い切っております。この部分を目にされた市民の方は、まさに不適切と受け止められるような記述をされております。しかし、この費用は使途が明確な人件費、あるいは研究室の家賃等の直接経費の3分の1と国が割合を示しているもので、具体的には大学の全体的なものに係る経費の一部を負担するもので、そもそも具体的に示すということが困難なために3分の1と国がその割合を示しているものでございます。これを無理やり示すということになれば、大学全体で仮に何々費が数億円かかっているのに、案分してこの研究講座では20万円とか何万円とかという割合を無理やりに出してこなければ算出できない数字であるから、国が3割と示しているもので、これにのっとって予算計上しているものを、公金の支出として不適切との指摘自体が不適切だと思います。

以上のことから、この修正案が私にとっては間違っていることを根拠にしたものであると考えますので、反対とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、小菅康子です。

議第112号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」に対して反対の立場で討論を行います。

本議案は、人事院勧告に基づき、市長、副市長、病院事業管理者及び市議会議員の期末手当を令和6年12月分を0.05か月の引き上げを行い、令和7年度については期別間調整をするものです。

人事院勧告に基づいて、市職員や会計年度任用職員について、それに即した給与改定など、そのものには反対するものではありません。しかし、一般職員と特別職は必ずしも同様ではありません。今、市民の皆さんの暮らしは物価高騰、また社会保障費の負担増など、本当に大変です。このときに、人事院勧告だからといって一般職員と同様に特別職の期末手当が引き上げられるのは、市民の理解が得られるか疑問であります。とりわけ、本来、一般職に支給されるべき手当として創設された役職加算が特別職にまで支給されているの

は、一層市民の理解は得られないと思います。加えて、これまで行財政改革を進められ、市民負担を強化されてきました。このようなときだからこそ、特別職の期末手当引き上げは見送り、このような財源は市民の暮らしに回すべきだと思います。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第１０４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第７号）」に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第１０４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第７号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第１０４号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１０５号「令和６年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０５号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１０６号「令和６年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０６号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１０７号「令和６年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０７号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１０８号「令和６年度野洲市水道事業会計補正予算（第３号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０８号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１０９号「令和６年度野洲市下水道事業会計補正予算（第２号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０９号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１１０号「令和６年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１１０号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１１１号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１１１号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１１２号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 1 1 2 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 3 時 1 9 分 休憩）

（午後 3 時 2 1 分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第 2）

○議長（山本 剛） 追加日程第 2、意見書第 4 号から意見書第 6 号まで「北方領土問題の早期解決等を求める意見書（案）」他 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第 4 号について、第 1 7 番、荒川泰宏議員。

○1 7 番（荒川泰宏議員） 第 1 7 番、荒川泰宏です。意見書第 4 号「北方領土問題の早期解決等を求める意見書（案）」についてご説明申し上げます。

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は国民の悲願であります。北方領土が不法に占拠されてから既に 7 9 年が経過し、元島民の多くが願いかなわず他界され、さらにウクライナをめぐる国際情勢の影響により、ビザなし交流や自由訪問の合意も停止されるなど、返還要求運動の停滞や風化も懸念されております。また、北方領土隣接地域においても、北方領土問題の未解決により自由な社会経済活動に制約を受け、漁業をはじめとした地域の産業経済に甚大な影響を及ぼしています。このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要があります。

滋賀県においては、昭和 5 7 年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、各自治体や民間団体など 1 5 8 団体が会員となって返還要求運動を展開しております。本市議会といたしましても、こうした県下の動きと軌を一にして北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を強く求め、意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（山本 剛） 次に、意見書第 5 号について、第 7 番、東郷克己議員。

○7 番（東郷克己議員） 意見書第 5 号「学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書（案）」について、ご説明申し上げます。

平成17年に食育基本法が制定され、これを踏まえて、平成20年に学校給食法が改正されており、同法の目的に学校における食育の推進が規定されているところであります。これによって、学校給食は教科学習とともに学校教育の大きな柱となり、また児童生徒にとっては学校生活における大きな楽しみともなっております。さらには地場産物の活用を通じて、地域の農業等の振興にも貢献しているところでございます。

近年は自治体により学校給食のあり方、捉え方に大きな差が出てきており、義務教育における公立学校の給食に自治体間格差が生じていることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠でございます。

また、世界情勢を背景とした国際的な資源及び物価の高騰により原材料費が上昇する中、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により、給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食の質の低下につながりかねない危機的な状況がございます。

こうした深刻な状況を乗り越え、国や地域の将来を担う子どもたちの食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供していくために、国の役割として学校給食の安定供給に向けた支援を求める意見書提出を提案するものでございます。

以上、説明いたします。

○議長（山本 剛） 次に、意見書第6号について、第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一議員） 第5番、公明党の木下伸一でございます。

意見書第6号について、「国民の健康で文化的な生活を維持するための総合的な社会保障制度改革を求める意見書（案）」をご説明させていただきます。

現在、急速に進む物価高騰は国民生活に大変大きな影響を及ぼしております。とりわけ、年金に生活を頼っている高齢者は大変厳しい状況に置かれております。国は非課税世帯への給付金を累次にわたり実施するなど支援を実施しておりますが、物価の上昇自体はむしろ当然のことであり、これまで長期間にわたり上昇が抑え込まれてきたために、一気に噴き出した側面があると考えられます。したがって高騰は一過性のものではなく、ある程度の基準を継続するものとして捉える必要があり、この点から判断をすれば、一時的な給付金ではなく、年金など社会保障制度全体を抜本的に見直す改革が必要と考えております。一方、国民の間、特に年金生活を送られている高齢者からは、年金受給の不足の声が数多く上がっております。また、本市におきましても高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯が年々増える状況になっております。こうした現状からも、制度設計時には予想すらできな

かった現在の社会状況に合わせて、社会保障制度を総合的に見直す時期となっております。

こうしたことから、文教福祉常任委員会の委員間で議論を行い、また先ほどの請願第2号の請願者の思いも込めて、市議会として意見書を提出すべきと考え、意見書案を提案するものである。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第6号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第6号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、意見書第4号から意見書第6号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第4号から意見書第6号までについて討論を行います。

討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第4号「北方領土問題の早期解決等を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第5号「学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号「国民の健康で文化的な生活を維持するための総合的な社会保障制度改革を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時32分 休憩）

（午後3時50分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められていますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和6年第6回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る11月28日から本日に至りますまで23日間開会をいただきました。令和6年度野洲市一般会計補正予算など、追加も含めまして提案申し上げました全議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案どおりお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会におきます一般質問を通じまして様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止めまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

議案におきましては、野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例をお認めいただきました。文化3施設の再編計画に基づき、さざなみホールを令和6年12月27日をもって閉館することになりましたが、今後は誰もが気軽に使える施設となるよう、議員の皆様、

そして市民の皆様のご意見を賜りながら検討を重ねて整備をしてまいりたいと考えております。

最後に、私にとりましては今議会が市長に就任してからの最初の市議会定例会でございました。先ほども申し上げましたが、活発な議論ができたものと感じております。引き続き議員の皆様をはじめ、市民の皆様とともに様々な事業や課題に取り組み、新しい野洲の未来をつくるため努力を惜しまない覚悟でございます。

議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、引き続き本市の発展のためにご尽力、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（山本 剛） 以上で、令和6年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後3時52分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年12月20日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 田 中 陽 介

署 名 議 員 木 下 伸 一